

憲

法
学

連載第4回（番外編）

水島朝穂

早稲田大学教授

現場からの

日本国憲法施行五〇周年 —「笑い」から憲法を考える

【筆者紹介】
水島 朝穂（みずしま・あさほ）1953年東京府中市生まれ。著書『現代軍事法制の研究』日本評論社、『ペルリン・ヒロシマ通り——平和憲法を考える旅』中国新聞社、編著『ヒロシマと憲法〔第3版〕』法律文化社、『憲法を考える本』光文社文庫(井上ひさし選の38編に拙稿収録)。札幌の大学時代、評論誌編集長を3年務め、山田洋次監督との対談や、作曲家いずみたく氏との企画などをコーディネイトした。編著『きみはサンダーバードを知っているか』(日本評論社)で、「話題のひと220人」(『知恵蔵1994年』朝日新聞社)に選ばれる。筆者のホームページのURLは、<http://www2.b.meshnet.or.jp/~e-isle/peace/>

今月のメニュー

「この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する」(憲法一〇〇条一項)。一九四六年一月三日(日曜)の「明治節」(明治天皇の誕生日)に公布された日本国憲法は、翌四七年五月三日(土曜)、「極東国際軍事裁判所」開廷一周年の日に施行された(★1)。公布と施行の日それぞれの「もう一つの意味」からして情がうかがえるだろう。

日本国憲法は、今年五月三日の同じ土曜日に、施行五〇周年を迎えた。この歴史的回帰の「とき」を、「現場からの憲法学」でも重視したいと思う。

施行五〇年の「総括」と「展望」をめぐっては、さまざまな書物が出版され、新聞や法律雑誌等の特集もある(★2)。そこで、連載予定のテーマとは別に、「番外編」として、今月はこの問題を扱う。素材は、人気コント集団「ザ・ニュースペーパー」(以下、TNPと略す)の公演「憲法施行五〇周年の『夜』」。筆者が企画と全体の構想を担当し、脚本の一部を執筆、かつ全体を監修した。全一一場のオムニバス形式で、「憲法」を通奏低音にしながら、笑いのなかで施行五〇周年を考えてもらおうという作品である。

この日夕方、連休のため東京・霞が関は閑散としていた。だが、その一角にあるイノホールだけは熱気に包まれていた。

「憲法フェスティバル」(代表・森川文人弁護士)主催のこの企画。七三〇人が参加して、立ち見も出るという大盛況だった。『朝日新聞』(東京本社)五月四日付が写真入りで大きく報道したほか、『毎日新聞』同日付も、「憲法の精神が揺らいでいる現実を皮肉を交

しての笑い」(岩波新書)というすぐれた先行例があるように、「笑い」の世界にも、「憲法を考える」素材はたくさんある。

憲法施行五〇周年の「夜」

えて演じ、客席は大きな笑いで沸いた」と書いた。『北海道新聞』五月三日付は、憲法学の状況に触れるなかで、これを紹介した。

全一場の内容は、次の通りである。

第一場「基地はどこへいく——基地と住民投票」

第二場「ある日の××小隊——憲法九条と自衛隊」

第三場「歴代首相の証人喚問——租税法律主義と消費税」

第四場「大蔵省主計局の『夜』——エリート官僚の民主主義觀」

第五場「援助交際の『夜』——淫行条例」と憲法「三条」

第六場「高齢化社会の『夜』——最低限の健康な生活とは」

第七場「教頭先生の苦悩——日の丸と思想・信条の自由」

第八場「盗聴の『夜』——組織的犯罪対策法と通信の秘密」

第九場「代用監獄の『夜』——刑事手続きと人権」

第一〇場「さる高貴な』一家——憲法施行五〇周年記者会見」

第一一場「憲法くんの独白——憲法前文のこころ」

筆者は、次のような開演前の挨拶をした（要旨）。

「憲法施行五〇年の『夜』を迎えました。憲法施行五〇年、これは憲法の条文が五〇年間存在したという意味だけではありません。それをとりまく国民の生活もまた五〇年間あつたのです。

「夜」には、表通りよりも裏通りが輝いてみえる、人が建前よりも本音で語るようになる、背広姿の人よりも、ちょっと危ない、ちょっとHで怪しげな人

達が表に出でたりもします。そんな『夜の視点』から憲法施行五〇年を見てみるとどうなるでしょうか。憲法のきのう、きょう、そして近未来の、ちょっと『危ない』論点も含んだあしたを、みなさんとともに笑いのなかで考えてみたいと思います」

全一場すべてを紹介するのは紙幅の関係上無理なので、六つの話をピックアップし、要旨を紹介しよう（どれも実際にはもっと長い）。

◆第一場「基地はどこへいく——基地と住民投票」

特措法の「改正」、思いやり予算、日米防衛協力の指針「見直し」など、日本の軍事的関係が突出している。しかも、國民とくに沖縄県民の声を無視してまで。

クリントン大統領が風船で遊んでいたところが、よく見るとそれは日本が赤く浮き出た地球の風船だ。そこへハシモト首相があらわれる。時々金をやらないと死んでしまうという、タマゴッチの新種「政治家つち」をクリントンに見せながら、「特措法を改正して、沖縄の基地は心おきなく使えるようになった」と誇らしげに報告。クリントンは、「横須賀、三沢、岩国、佐世保はずつと使いたい。米軍に四八四三億円も出してくれる太っ腹な国は日本以外にない」

とほめる。さらに、「普天間飛行場の代わりの海上ヘリポート。これには、土台は必要ない。ヘリポートの端に巨大なスクリューとエンジンをつけてほしい。そうすれば、ペルシャ湾にもいけます」。ハシモトは驚いた。「それじゃ、まるで、ひょっこりひょったん島だ」。

さらにクリントンはいう。「ハリアー戦闘機（垂直離着陸機）の基地がほしい。東京のど真ん中の、緑豊かで、人があまり出入りしないところに…」仰天するハシモトに、クリントンは、「沖縄でもOKだったのだから、東京でもできるでしょう。法律をちょっと変えてしまえば大丈夫」と圧力をかける。ハシモトは悩む。あそこで基地にするには特別の法律が必要。一つの自治体にのみ適用される特別法には、住民投票の過半数の同意が必要だ。ハシモトはハツと気づいた。「あそこの住民に投票権はない！」暗転。

◆第三場「歴代首相の証人喚問——租税法律主義と消費税」

この四月から消費税率が5%になつた。國民はいつそれに同意しただろうか。

八年前に消費税が導入されたときも、そ

★1 「公布」とは、憲法・法律・政令などを一般人が知りうる状態に置くことをいう。法令公布の方法や時期をめぐって争われた判例もある（拙稿「法令公布の方法」「法令公布の時期」杉原泰雄編『判例マニュアル憲法1』〔三省堂・1989年〕22～25頁）。「施行」とは、憲法および法令の効力を現実に発生させることをいう。

衆議院予算委員会。消費税導入の経緯について、歴代首相を証人喚問することになった。坂本竜馬議員が質問に

（83）

立つ（議員役は、司法試験塾の塾長・伊藤真氏）。

坂本議員：「委員長。憲法八四条は租税法律主義を定めています。代表なければ課税なしの原則です。だが、消費税の導入と税率引き上げの過程には、国民の意見が反映しておらず、問題があつたのではないか」。

これは租税法律主義の趣旨に反するのではないか。一律に5%の課税をすることは、国民、とくに年金生活者や貧しい司法試験受験生には酷である。憲法二五条の生存権を脅かすおそれがあるがどうか」。

これに対しても、タケシタ元首相は、「全国民から広く薄く頂戴する。これがまず、ナカソネ元首相。質問を無視して、最近もらつた「大勲位菊花大綬賞」の話ばかりする。「勲章には五種類二八階級あり、私がもらつた勲章は歴代総理では三人しかもらつておらず…」。ホソカワ元首相は得意のパフォーマンスで、「あとは、よきにはからえ」とまだ生真いよ」といい捨てて去る。さらに、坂本委員は追及する。「消費税には大きな問題が二つある。法律で除外された物品以外はすべて課税対象となり、品目がどんどん増えていく。

マ元首相。

坂本議員：「あなた方は消費税反対を叫んで当選したが、与党となつた途端、

★2 筆者がかかわった施行50周年企画は色々あるが、ここではとりあえず、座談会「憲法学の可能性を探る」（『法律時報』1997年5月号）「沖縄が問うこの国の平和」（『朝日新聞』5月1日付夕刊）、「憲法施行50年座談会」（『東京新聞』『中日新聞』『西日本新聞』5月3日付）、「旧東独演習場の民間転用と沖縄」（『琉球新報』5月3日付）、「けんぼう模様『50歳』の素顔」（『北海道新聞』5月3日付）を挙げておく。

推進に変わってしまった。投票した国民の意見はどうなるのか。地方議会ならとつくりリコールされている。しかし国会議員の場合、憲法四三条、五一一条からすれば、リコールされることはないが、弱者の立場に立つといつていたことについて、責任を感じないのか」と追及。

ムラヤマ元首相は長い眉毛を揺らし

ながら、「もちろんですネ。私どもは常に弱い人の立場に立つてですネ、強い人のいうことを聞いているんですネ」。

◆第八場「盗聴の『夜』——組織的犯罪対策法と通信の秘密」

日本でも、通信傍受（盗聴）を定めた組織的犯罪対策法案（★3）が制定されようとしている。

◆第九場「代用監獄の『夜』——刑事手続と人権」

案（法務省）と留置施設法案（警察庁）が、国会に提出される機会をうかがっている。

被疑者が椅子に座っている。両脇に頭が固いんだ」というデカ長との間で言い争いになる。

デカ長が「この犯人がだな…」といいかけると、若い刑事は「こいつは、被疑者です。無罪の推定を受けていますよ。起訴されて被告人、判決が確定して受刑者になるんですよ。する

とデカ長は「そんなに名前が変わって、突然、刑事が踏み込み、令状を示しながら、「覚醒剤取締法違反で逮捕する。これが証拠だ」と、盗聴テープを出す。親分、草々と反論。「刑事さんよ、憲法若い刑事は、「警察留置場、つまり代

二二条二項には通信の秘密は侵しちゃいけねえって書いてあるだろう」。大見得を切る。刑事たち慌てずに、「盗聴法ができる、これからは違法じゃなくなつたんだよ。どんな交信も傍受できるんだ」。引き立てられながら、「憲法でだめでも、法律で許されるってのか！」と叫ぶ親分。暗転。

用監獄で取り調べるのは違憲です。三八条二項からすれば、このような状況で収集された証拠に証拠能力は認められないはずです」と主張する。すると、「おれやりました」。若い刑事「君ね、憲法三八条一項の黙秘権というのがあるんだ」。デカ長慌てて、「自白しようとしているじゃないか」。若い刑事エキサイトして、「一〇人の罪人を逃しても、一人の無事を処罰してはいけないんだ」と叫ぶ。被疑者「だから、やりました」。「ばが、君は空腹と睡眠不足でどうかしているんだ。考え方せ」。考え方直すのはお前の方だ。頭を冷やせ」と、デカ長は若い刑事を別室に引きずっていく。被疑者はそれを見送りながら、一言。「腹へつたあ」。暗転。

◆第一〇場「さる高貴なご」一家——憲法施行五〇周年記者会見

憲法で「象徴」とされている。さあ、
高貴なご一家のご主人様は、憲法をど
のように見ておられるだろうか。
さる高貴なご一家のご主人様と奥様
が、記者会見のため登場する。

五〇周年の集会にみなさんと参加することができ、喜ばしく思います」記者入場。朝日記者「憲法一条についてどのように考えておられますか」

詳しくはないが…」
奥様（ヒソヒソ声で）「そんなこといつ
ちゃいけません」

毎日記者「二条の世襲制についてはどう
うお考えですか」
ご主人様「息子の代でとぎれたらどう

★3 法制審議会への「事務局参考試案」の第四「令状による通信の傍受」。特定犯罪について、傍受令状に基づき通信の傍受（監聴）が可能となる。傍受期間は原則10日だが、延長（30日未満）でき、令状の再交付も可能。立ち会い人は傍受の着手時と終了時でよい、令状が出ている犯罪以外についても傍受できることなど、きわめて問題が多い。小田中・飯室「組織犯罪立法をどう考えるか」（本誌4、5月号）参照。

しよう。奥様、足で蹴る。

奥様「[訂正して]コウノトリの思し召しのままにと思っております」

読売記者「三条に、ご主人様の行為には内閣の助言と承認を必要とするところあ

新同士二題

卷之三

前文のこころ

よれよれの服を着た中年男が舞台中央へ。

「今日は、私の五〇歳の誕生日です（拍手）。拍手していない人はわからないか

ご主人様 一 もつと長続きすることを希望します

そこへ、一人の記者がつかつかと歩みよる。「赤旗のアカイです」。ご主人様、奥様、侍従、のけぞつて慌てふためく。

侍従 「おたくはお呼びしておりませんが」

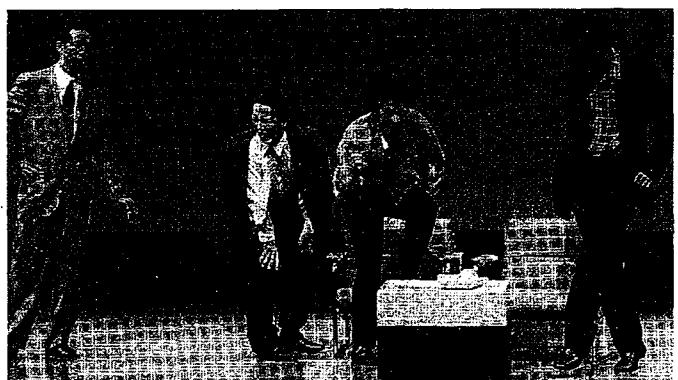
赤旗記者「今日は憲法記念日です。新聞社を平等に扱っていただきたい。ご主人様に伺います。大嘗祭は宗教上の儀式であり、これへの公費支出は憲法違反ではないか。それに、ご一家の費

用は年間一〇〇億を超えて いる。税金

の無駄使いだと思いませんか。ああ、すつきりした」などといいつぱなしで

ご主人様「(声を震わせ、侍従に)呼ぶ
去つていいく。

7/1997 (No 511)



第八場「盜聴の夜」を演じるザ・ニュースペーパー

いというふうにいいたいんですね。実際にみなさんは、もういるないといふまで、私を使いましたかね。

私がいっていること、まだまだ実現していないような気がするんですよ。私をどうこうするという前に、初心を思い出してほしいんですよ。僕が生まれたときの喜びといいますかね。

私の初心は、前文に書いてあるんです。五〇年も前だからね。思い出すかどうか。みなさんも覚えてますか。憲法の前文です。こういうふうに始まりますよね。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し：「以下、憲法前文を詩のように暗唱する」：全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ（大きな拍手）。ありがとうございます（大きな拍手）。

いや、これがずつきんずつきん痛みましてね。誰か、アメリカにおどしまえをつけるためにここを切ろう、という人がいましてね。私、やくざじやない、なんかこう、初心をいつちやうとね、また元気が出でますよね。初心に戻つたという感じがしますよ。もし、みんなさんが働けというのだったら、まだ働きますよ。だってみなさん、僕はまだ、五〇歳ですよ。今が働き盛りなんですよ。だいたいね、六五歳にならなないと、年金ももらえないしね（笑）。

でも、僕はみなさんのものです。みり替えなくつていといいう意見を上回つたそうです。でも、そういう前に、私自身を、よく知つてゐるのかなあ、と。もう一回、私をちゃんと見て下さ

憲法施行五〇周年の「夜」を終えて

第一場が全体の白眉で、松元ヒロさんの迫真的演技が光った。それまでの笑い波が消え、静寂が支配する客席。憲法前文がここまで透明な書きをもつて心にしみ込んできた例を他に知らない。

この企画のため、TNPの稽古場に何度も通つた（最後の一週間は毎日）。当初はどうなるか不安になつたこともあつたが、最終段階でのTNPメンバーの集中力には舌をまいた。個性的なメンバーがそれぞれの持ち味をいかしてシナリオを練り上げていく。筆者が執筆したシナリオも、稽古のなかで無残なまでに修正されていった。こんな切り口があつたのか。メンバーの一言で教えられることもあつた。それは快感でさえあつた。「先生、憲法三条と四条で一番問題な点は何ですか」「留置場と拘置所との違いは」。メンバーの質問も核心を突いてくる。

とくに第一場は一人芝居。その成否は憲法前文を暗記できるかにかかっている。私が考えたこの終幕は、実は松元さんが長年あたためてきた「憲法前文の詩」というテーマと完全に一致していた。そのことを稽古終了後の居酒屋で知つたときの感激は忘れられない。（みずしま・あさほ）

い。「松元さん、最後はこれでいきましょう」。だが、実際にやるとなるとかなり難しい。本番直前の稽古でも、何度もつつかえる松元さん。しかし、「メモをもつていけ」という杉浦プロデューサーの指示を拒んで、何ともたずで舞台へ出ていった。

だが、本番で松元さんは見事に暗唱しきつた。その瞬間、憲法前文がまったく自然に、詩のように聴衆の心に入ってきた。そして、「みなさんが、僕をどうするか決めるんですよ。だから、みなさん、お任せしましたよ」という

最後の言葉と重なり合つた。

さて試験直前にもかかわらず参加した司法試験受験生は、「前文の一字一句の意味が深く心に残り、涙が出てきました」と語っていた。参加者一人ひとりの心にあたたかい何かが残る、そんな憲法施行五〇周年の「夜」だった。

〔付記〕今回の企画全般については、ドウ一企画の杉浦正士氏をはじめ、多くの方々にお世話をなつた。心からお礼申し上げたい。